

コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について

さいたま市 都市局
都市計画部 交通政策課

令和5年11月9日（木）



目次

1. 検討状況の振り返り
2. 再構築ガイドライン（仮）の策定について
3. 現行ガイドライン等の取扱いについて



1. 検討状況の振り返り

これまでの検討状況

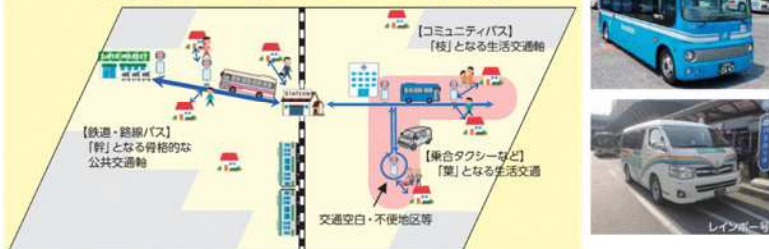
- R4年度末時点においてコミュニティバス等の基本方針について「現行ガイドラインを継続」する旨を確認
- 判断指標（収支率等）の検討並びに、本編の修正作業を実施

(1) コミュニティバス等のコンセプト

鉄道や路線バスを補完し、地域内の公共交通ネットワークを形成を果すため「路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通」という位置づけを維持します。
また、地域ニーズに応じた共存共栄が可能な交通モデルの構築へ向け、地域への支援を行います。

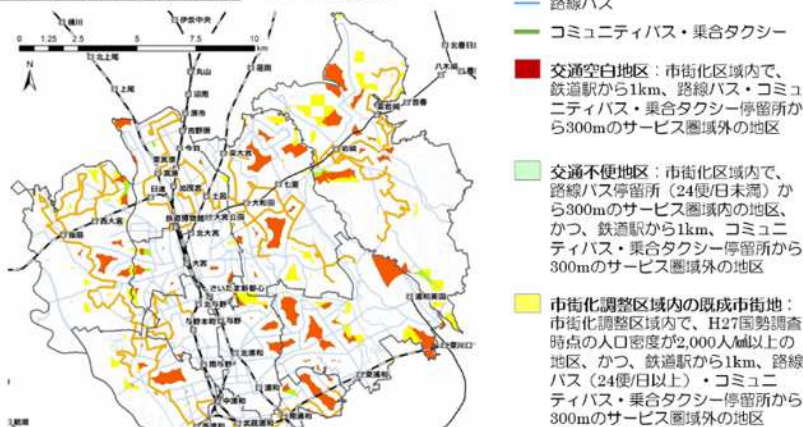
- ・鉄道や路線バスを補完し、地域内の公共交通ネットワークを形成
- ・交通空白地区・交通不便地区等の解消
- ・駅、病院、商店街（スーパー、商業施設等含む）、金融機関、区役所などの生活圏 連施設へのアクセス
- ・利用者と市が費用負担する持続可能な地域交通サービス
- ・地域ニーズに応じた共存共栄が可能な交通サービス
- ・高齢者や子育て層など、誰もが利用しやすい交通サービス

【公共交通ネットワーク全体の中のコミュニティバス等の役割】



※本ガイドラインにおける公共交通とは「定められた停留所ダイヤで、不特定多数の人が乗り合わせ、日常移動に用いる交通手段」と定義し、特定の個別輸送とは区分します。

(2) 検討対象地域 (R4年10月時点)



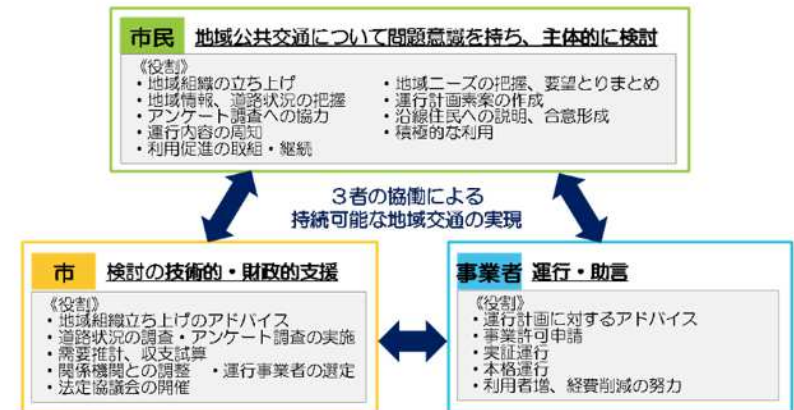
※地域特性に応じ、他の交通モード等（AIデマンド交通、ボランティア運送等）の導入可能性の検討を継続する。

(3) サービス方針

コミュニティバス等のサービス方針は、下記のとおり定めました。この方針は、サービス水準の目安であり、地域にとって使いやすく、コンセプト（補完交通、共存共栄）に適した内容であれば、柔軟に設定することができます。

1) 運賃体系	・コミュニティバスは、路線バスと同様の対距離運賃を基本とします。 ・乗合タクシーは、定額制を基本とします（運行計画により設定）。 [障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額（10円未満切り上げ）。]
2) 運行頻度	・運行間隔は1時間に1本程度を基本とします。 [毎時間同じ時刻（毎時同分）に発着する「ラウンドダイヤ」が覚えやすく便利です。]
3) 時間帯	・7時台～18時台までの運行を基本とします。
4) 運行日	・平日運行を基本とします。 [休日については、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討します。]
5) 運行システム	・コミュニティバス、または乗合タクシーなどとします。 [地域ニーズや道路状況、車両定員数などを考慮して、運行計画により設定します。]

(4) 検討主体・役割分担

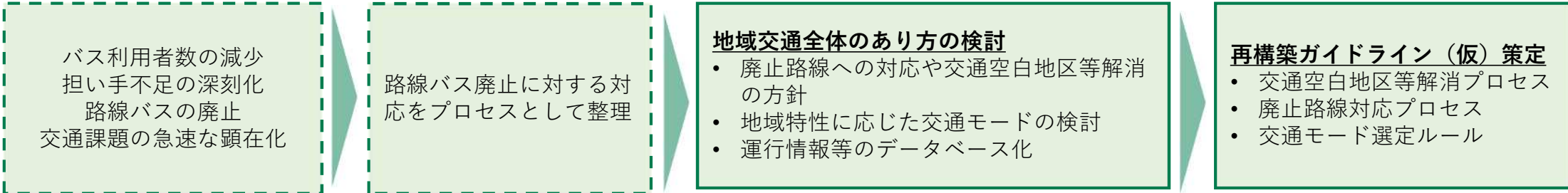




2. 再構築ガイドライン（仮）の策定について

策定検討の背景

- コロナ「5類」移行後もバス利用者数は、コロナ以前を下回る水準で推移
- 「2024年問題」により、担い手不足が深刻化
- 路線バスの廃止等の影響が顕在化、地域交通を取り巻く環境の急速な悪化が全国的な課題
- コミュニティバス等による交通空白地区等の解消のみならず、廃止路線バスへの対応も含めた地域交通全体を見据えた検討が必要
- さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画のR7年度改定に向けて検討を開始
- さいたま市議会において、「超高齢社会に向けた公共交通の在り方検討特別委員会」を設置
 - ⇒ 廃止路線への対応や収支率が満たないコミュニティバス等の代替交通モード導入ステップ等を包含した再構築ガイドライン（仮）を策定
 - ⇒ コミュニティバス等導入ガイドラインを再構築ガイドライン（仮）へ統合



検討スケジュール

- R7年度中に策定、R8年度から運用開始

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニティバス等 導入ガイドライン	現行ガイドラインに則り新規導入・運行改善実施			統合	運用開始
	コミュニティバス等の 基本方針決定	記載内容、図表の時点修正	収支率については参考値として扱う		
再構築ガイドライン (仮)		廃止に対する対応を整理	現状分析・廃止影響分析 地域交通全体のあり方検討	素案策定	市民意見聴取 本編策定



3. 現行ガイドライン等の取扱いについて

コミュニティバス等導入ガイドライン

- R7末策定予定の再構築ガイドライン（仮）へ統合
- H29の改定から約6年経過、再構築ガイドライン（仮）策定までも時間を要するため、運用上影響のある箇所のみ時点修正を実施

修正イメージ

旧	新
<p>コミュニティバス等導入ガイドライン</p> <p>(2) コミュニティバス等のサービス方針</p> <p>コミュニティバス等のサービス方針は、現在運行しているコミュニティバスの方針を基本としつつ、運賃体系、運行頻度、時間帯などについては、運行ルートや地域特性を考慮し、下記の方針を参考に運行計画を検討します。この方針は、サービス体系の目安であり、市民（地域の皆さま）にとって使いやすく、コンセプトに合った内容であれば、柔軟に設定することができます。</p> <p>○コミュニティバス等のサービス方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運賃体系 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスは、路線バスと同様の対キロ区間制を基本とします。 ・乗合タクシーは、定額制を基本とします（運行計画により設定）。 【障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額（0歳未満は別）とする。】 2) 運行頻度 <ul style="list-style-type: none"> ・運行間隔は1時間に1本程度を基本とします。 【毎時同様に時刻（毎時同分）に発着する「ラウンドタイプ」が望ましく便利です。】 3) 時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・7時台～18時台までの運行を基本とします。 4) 運行日 <ul style="list-style-type: none"> ・平日運行を基本とします。 【休日については、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討します。】 5) 運行システム <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス、または乗合タクシーとします。 【地域ニーズや道路状況、車両定員数などを考慮して、運行計画により設定します。】  <p>コミュニティバス（定員数28～35人） 乗合タクシー（定員数9人）</p>	<p>(2) コミュニティバス等のサービス方針</p> <p>コミュニティバス等のサービス方針は、現在運行しているコミュニティバスの方針を基本としつつ、運賃体系、運行頻度、時間帯などについては、運行ルートや地域特性を考慮し、下記の方針を参考に運行計画を検討します。このサービス方針は目安であり、市民（地域の皆さま）にとって使いやすく、コンセプトに合った内容であれば、柔軟に設定することができます。</p> <p>○コミュニティバス等のサービス方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運賃体系 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスは、路線バスと同様の対キロ区間制を基本とします。 ・乗合タクシーは、定額制を基本とします（運行計画により設定）。 【障害者、子供（小学生）等については、割引運賃を適用】 2) 運行頻度 <ul style="list-style-type: none"> ・運行間隔は1時間に1本程度を基本とします。 【毎時同様に時刻（毎時同分）に発着する「ラウンドタイプ」が望ましく便利です。】 3) 時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・7時台～18時台までの運行を基本とします。 4) 運行日 <ul style="list-style-type: none"> ・平日運行を基本とします。 【休日については、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討します。】 5) 運行システム <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス、または乗合タクシーとします。 【地域ニーズや道路状況、車両定員数などを考慮して、運行計画により設定します。】  <p>コミュニティバス（定員数28～35人） 乗合タクシー（定員数9人） ※定員数は例であり、運転手を除く人数</p>

表記修正、表現の統一等



検討対象地域の修正

コミュニティバス・乗合タクシー

- R6・7年度の収支率等は参考値とする
- 実証運行の期間はR8年3月31日まで延長する
- 運行改善は必要に応じてできるものとする



1. コミュニティバス等導入ガイドラインの取扱い

- R 7 末策定予定の再構築ガイドライン（仮）へ統合
- H29の改定から約6年経過、再構築ガイドライン策定までも時間を要するため、運用上影響のある箇所の文言等のみ時点修正を実施

2. コミュニティバス・乗合タクシーの取扱い

- R 6 ・ 7 年度の収支率等は参考値とする
- 実証運行の期間はR 8 年 3 月31日まで延長する
- 運行改善は必要に応じてできるものとする